

公的年金について知りたいと思っても、国民年金、老齢基礎年金、厚生年金、老齢厚生年金、障害基礎年金、障害厚生年金など複雑な内容でわかりにくいのは否めません。日本年金機構のホームページを調べたらやさしくわかりやすい解説サイト『年金Q & A』がありました。今回は「国民年金」について一部ご紹介します。興味のある方は下記アドレスにアクセスしてください。

<https://www.nenkin.go.jp/faq/kokunen/seido/kanyu/index.html>



国民年金はどのような人が加入するのですか？



日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方はすべて国民年金に加入することになっています。

自営業者、農業や漁業に従事している方は国民年金の保険料を自分で納めます。このような方を国民年金の第1号被保険者といいます。

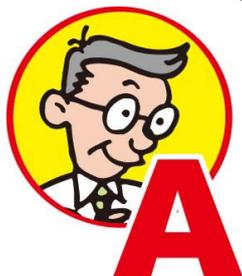
第1号被保険者に扶養されている配偶者は、自分で保険料を納める必要があります。

会社などに勤め、厚生年金保険や共済組合に加入している方は、国民年金の保険料を直接納めることはありません。これは厚生年金保険や共済組合が加入者に代わって国民年金に必要な費用を負担しているからです。このような方を国民年金の第2号被保険者といいます。

厚生年金や共済組合に加入している方によって扶養されている配偶者の方も国民年金の保険料を直接納めることはありません。これも厚生年金や共済組合が加入者に代わって国民年金に必要な費用を負担しているからです。このような方を国民年金の第3号被保険者といいます。



20歳になったら必ず国民年金に加入するのですか？



日本国内に住所を有する方は20歳になったら、厚生年金保険や共済組合に加入している方を除いて、すべて国民年金に加入することとなっています。

厚生年金保険や共済組合に加入しておられない場合は、国民年金に加入していただく必要があります。



「国民年金加入のお知らせ」が送られてきたのですが、どうしてですか？



20歳になった方には、日本年金機構から、国民年金に加入したことをお知らせするために「国民年金加入のお知らせ」や保険料納付書等を送付します。

20歳になってから概ね2週間以内に「基礎年金番号通知書」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内」、保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒が送付されます。

「基礎年金番号通知書」は、加入する年金制度の変更手続き（国民年金⇄厚生年金保険）や年金の請求手続きなど一生をとおして使用しますので、大切に保管してください。（厚生年金保険の被保険者だった方や障害・遺族年金を受給している方（していた方）にはお送りしません。）

20歳になってから約2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、国民年金の加入手続きが必要なため、お住まいの市（区）役所または町村役場、もしくはお近くの年金事務所で手続きをしてください。



「大学生も国民年金に加入するのですか？」



日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方はすべて、国民年金に加入することになっています。学生の方であっても20歳以上であれば、国民年金に加入しなければなりません。

ただし、学生であって本人所得が基準以下であれば、申請に基づき保険料の納付しない、学生納付特例期間とすることができます。

なお、学生納付特例期間となった月から10年以内は、保険料の後払い（追納）をすることができます。学生納付特例の期間を追納しないまましていると、その期間は受給資格期間となりますが、保険料を全額納めている場合と比べて将来の老齢基礎年金額が少なくなりますので、追納をすることをお勧めします。学生納付特例制度についてと追納については住所を管轄する年金事務所にお尋ねください。



日本国籍はありませんが、日本国内で自営業を営んでいます。国民年金に加入するのですか？」



日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、日本国籍があるなしにかかわらずすべて国民年金に加入することになっています。市・区役所または町村役場の国民年金の窓口で「資格取得」の手続きを行ってください。



会社を退職した場合は、国民年金に加入しなければならないのですか？



日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、厚生年金保険や共済組合などの公的年金制度に加入している方を除き、自ら国民年金への加入手続きをしなければなりません。

会社を退職したことにより厚生年金保険に加入しなくなったことから、国民年金の第1号被保険者として自ら加入手続きを行っていただくこととなります。つきましては、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口で加入の届出を行ってください。



会社を退職後、2か月後に再就職する予定です。それまでの間、国民年金に加入するのですか？



はい、加入します。

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、厚生年金保険や共済組合に加入している方を除いてすべて国民年金に加入することとなっていますので再就職までの2か月間は、国民年金の第1号被保険者となりますので、退職後にお住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口で加入の手続きをおこなってください。

次号へ続く